

# 重要事項説明書

## 1 法人の概要

名称	医療法人 徳洲会
代表者	理事長 東上 震一
所在地	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号
電話番号	06-6346-2888

## 2 事業所の概要

事業所名	医療法人 徳洲会 居宅介護支援事業所 かまくらするばーほーむ	
開設日	令和4年9月1日	
所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下1-10-4	
提供サービス	居宅介護支援事業	
介護保険事業所番号	1472103629	
管理者	清水 啓	
電話番号・FAX番号	TEL 0467-61-4005	FAX 0467-22-0014
サービス提供地域	鎌倉市、逗子市、横浜市栄区、横須賀市	
併設サービス	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	

## 3 職員体制

職 種	人 員
管理者(常勤兼務)	1名
介護支援専門員(常勤専従)	1名
事務担当職員(兼務)	1名

## 4 営業時間

平日 9:00~17:00
---------------

(注) 休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/31~1/3)

## 5 サービス利用料及び利用者負担金

- ① 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その実費の支払が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は1キロメートル50円とする。

## 6 当事業所のサービス方針

- ・高齢者とその家族の信頼を得るべく誠実に対応します。
- ・お客様のご相談、ご質問には迅速に対処します。
- ・常に従業員の資質の向上と教育に主眼を置き、サービスに従事します。

## 7 事故発生や病状の急変等、緊急時における対応方法

介護支援専門員等は、サービス提供中に利用者の事故、病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、利用者家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## 8 守秘義務及び秘密の保持

- ・従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ・従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、従業者でなくなった後においても、これらを保持します。

## 9 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合、その様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を主治医に確認し経過記録に記録します。

10 高齢者虐待について

「高齢者虐待防止法」の規定に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて虐待の防止に関する措置(虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止のための指針作成、虐待防止に向けた研修の実施、担当者を置く)を講じて参ります。

11 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護保険サービス等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

12 ハラスメントについて

職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。

13 各サービスの利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

14 相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次のとおり対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	0467-61-4005
	FAX番号	0467-22-0014
	氏名	清水 啓・浅野 正義
	対応時間	(平日)9:00~17:00

公的機関においても、苦情申出等ができます。

鎌倉市 介護保険課	電話番号	0467-61-3950
	FAX番号	0467-23-7505
	住 所	鎌倉市御成町18-10
	対応時間	平日8:30~17:15

逗子市 高齢介護課高齢福祉係	電話番号	046-873-1111 (内線248)
	FAX番号	046-873-4520
	住 所	逗子市逗子5-12-16
	対応時間	平日9:00~17:00

横浜市栄区 高齢・障害支援課	電話番号	045-894-8547
	FAX番号	045-893-3083
	住 所	栄区桂町303-19
	対応時間	平日9:00~17:00

横須賀市 福祉部介護保険課	電話番号	046-822-8310
	FAX番号	046-827-8845
	住 所	横須賀市小川町11番地 分館2階
	対応時間	平日9:00~17:00

神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号	0570-022110
		(月~金)8:30~17:15

令和6年4月1日から施行する。